



# 島根県報

令和5年5月19日（金）

第 4 1 4 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（        ”        ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出	（        ”        ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（        ”        ）	2
児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	（障 が い 福 祉 課）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指 定障害福祉サービス事業者の指定	（        ”        ）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指 定障害福祉サービス事業の廃止の届出	（        ”        ）	4
土地改良区の役員の就任及び退任の届出（3件）	（農 村 整 備 課）	4
土地改良区の定款変更の認可	（        ”        ）	7
保安林の指定	（森 林 整 備 課）	8
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水 産 課）	8
廃川敷地等の発生（2件）	（河 川 課）	8
住宅確保要配慮者居住支援法人の指定（3件）	（建 築 住 宅 課）	9

### 【公 告】

公共測量の実施（3件）	（技 術 管 理 課）	10
-------------	-------------	----

### 【特定調達公告】

県政広報誌「フォトしまね」企画・制作・配送業務に係る随意契約の相手方等	（広 聴 広 報 課）	11
県立学校校内LANシステム（その1）賃貸借業務の随意契約の相手方等	（教 育 施 設 課）	12
県立学校校内LANシステム（その2）賃貸借業務の随意契約の相手方等	（        ”        ）	12
文書管理システムの賃貸借及び附帯する導入業務委託契約に係る一般競争入札 の落札者等	（警 察 本 部）	13

### 【人委規則】

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を 定める規則の一部を改正する規則		13
--	--	----

### 【漁調委指示】

延縄漁業の操業の制限		14
------------	--	----

## 告 示

## 島根県告示第352号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和5年5月19日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
真砂診療所	益田市波田町イ481番地	令和5年3月1日
藤本歯科医院	邑智郡邑南町矢上993-7	令和5年4月18日
天神中央薬局	出雲市塩冶有原町六丁目45-2	令和5年3月1日
塩冶神前ふたば薬局	出雲市塩冶神前五丁目1-12	令和5年3月1日
知井宮ふれあい薬局	出雲市知井宮町988-10	令和5年3月1日
荘原中央薬局	出雲市斐川町荘原2192-3	令和5年3月1日
大社まちかど薬局	出雲市大社町北荒木485-2	令和5年3月1日

## 島根県告示第353号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和5年5月19日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
未来プロジェクト株式会社	島根県仁多郡奥出雲町横田1010-3	地域密着型通所介護	デイサービスセンターさんさん	仁多郡奥出雲町横田1009-6	令和5年4月1日

## 島根県告示第354号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和5年5月19日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
西平田あおぞら薬局	さくら薬局 出雲西平田店	出雲市西平田町243番地1	令和5年3月1日

## 島根県告示第355号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和5年5月19日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
牧野内科	出雲市小山町792-2	令和5年2月28日
真砂診療所	益田市波田町イ535-1	令和5年3月1日
小伊津診療所	出雲市小伊津町1473	令和5年3月31日
天神中央薬局	出雲市塩冶有原町六丁目45-2	令和5年2月28日
塩冶神前ふたば薬局	出雲市塩冶神前五丁目1-12	令和5年2月28日
知井宮ふれあい薬局	出雲市知井宮町988-10	令和5年2月28日
荘原中央薬局	出雲市斐川町荘原2192-3	令和5年2月28日
大社まちかど薬局	出雲市大社町北荒木485-2	令和5年2月28日

## 島根県告示第356号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和5年5月19日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 児童発達支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社アリスト	放課後等デイサービス エクシ ヴ益田乙吉事業所	益田市乙吉町イ89-10	令和5年2月1日
テライ・メディカルサポート株式会社	はるにれ	浜田市三隅町湊浦29番地	令和5年3月1日
一般社団法人みかた麴社	みかたっこ	雲南市大東町飯田112番地17	令和5年3月1日

## 2 放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
テライ・メディカルサポート株式会社	はるにれ	浜田市三隅町湊浦29番地	令和5年3月1日
一般社団法人みかた麴社	みかたっこ	雲南市大東町飯田112番地17	令和5年3月1日
株式会社サンフラワーズ	ジュニアクラブ彩心	浜田市相生町4222番地3	令和5年4月1日

## 3 保育所等訪問支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
一般社団法人みかた麴社	みかたっこ	雲南市大東町飯田112番地17	令和5年3月1日

## 島根県告示第357号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和5年5月19日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
一般社団法人障害者自立支援センター	就労継続支援B型	就労支援事業所らいとあつぷいずも	出雲市渡橋町815	令和5年1月1日
社会福祉法人若草福祉会	短期入所	はまなす	出雲市平田町902-2	令和5年1月1日
合同会社 t a n a k a c o m p a n y	就労継続支援A型	n i c o n i c o 弁当	出雲市渡橋町1198番	令和5年2月1日
有限会社セントラルビル	居宅介護、重度訪問介護	クレド訪問介護ステーション	出雲市今市町北本町1-1-3セントラルビル2階	令和5年3月1日
株式会社パーパス	居宅介護、重度訪問介護	ヘルパーステーションパーパス	出雲市姫原2-3-13かねつきマンション102	令和5年4月1日
トリンク株式会社	就労継続支援B型	パレット	出雲市天神町516番地3	令和5年4月1日
合同会社薄紅	就労継続支援A型	薄紅	出雲市平田町1708番地1 平田ショッピングセンターviva2階	令和5年4月1日
社会福祉法人海士町社会福祉協議会	就労継続支援B型	さくらの家	隠岐郡海士町大字海士1485番地	令和5年4月1日
社会福祉法人海士町社会福祉協議会	短期入所、共同生活援助	あまの里	隠岐郡海士町大字海士1470番地1	令和5年4月1日

### 島根県告示第358号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和5年5月19日

島根県知事 丸山達也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人博愛	居宅介護 重度訪問介護	博愛訪問介護事業所	隠岐郡隠岐の島町原田390番地3	令和5年4月1日
社会福祉法人だんだん	短期入所 共同生活援助	あまの里	隠岐郡海士町大字海士1470番地1	令和5年3月31日
社会福祉法人だんだん	就労継続支援B型	さくらの家	隠岐郡海士町大字海士1485番地	令和5年3月31日

### 島根県告示第359号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和5年5月19日

島根県知事 丸山達也

## 出雲市伊野土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

## 理事

西村美佐雄 出雲市地合町755  
奥村 文男 出雲市野郷町1501  
山崎 文幸 出雲市野郷町1838  
兼折 義正 出雲市野郷町1898  
川瀬 辰夫 出雲市野郷町1115  
兼折 賢一 出雲市野郷町1187-1  
原田 茂 出雲市野郷町393  
山崎 敏美 出雲市野郷町291-1  
錦織 伸次 出雲市美野町278-1  
竹内 良洋 出雲市美野町119  
常松 雅洋 出雲市美野町1153  
常松 守男 出雲市美野町1293  
手島 和文 出雲市美野町620  
山崎 正人 出雲市美野町704  
堀内 定夫 出雲市小境町1918

## 監事

常松 士郎 出雲市美野町255  
多久和耕二 出雲市美野町864

## 2 就任年月日

令和5年3月11日

## 3 退任した役員の氏名及び住所

## 理事

西村美佐雄 出雲市地合町755  
奥村 文男 出雲市野郷町1501  
山崎 文幸 出雲市野郷町1838  
原田 昭 出雲市野郷町1895  
川瀬 辰夫 出雲市野郷町1115  
川瀬 博 出雲市野郷町558  
原田 茂 出雲市野郷町393  
山崎 敏美 出雲市野郷町291-1  
原田 康博 出雲市美野町267  
池尻 哲男 出雲市美野町490-1  
原田 幹也 出雲市美野町527  
常松 勝廣 出雲市美野町1293  
手島 和文 出雲市美野町620  
岩成 功 出雲市美野町696  
堀内 定夫 出雲市小境町1918

## 監事

常松 士郎 出雲市美野町255

岩成 秀幸 出雲市美野町1041

### 島根県告示第360号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和5年5月19日

島根県知事 丸 山 達 也

大田市波根町波根土地改良区

#### 1 就任した役員の氏名及び住所

##### 理事

竹下 正幸 大田市波根町221番地 1  
小谷 守 大田市波根町321番地 1  
小谷 節夫 大田市波根町559番地 1  
竹下 靖洋 大田市波根町221番地 2  
加藤 敏幸 大田市波根町1821番地  
堀 悦進 大田市波根町1657番地 2  
安井 一彦 大田市波根町27番地  
山田 敏郎 大田市波根町1829番地

##### 監事

大野 晃 大田市波根町2331番地 2  
木ノ下幹夫 大田市長久町土江64番地 1

#### 2 就任年月日

令和5年4月1日

#### 3 退任した役員の氏名及び住所

##### 理事

竹下 正幸 大田市波根町221番地 1  
岩谷 恒夫 大田市波根町1856番地  
堀 悦進 大田市波根町1657番地 2  
岩谷 敏彦 大田市朝山町朝倉651番地  
小谷 節夫 大田市波根町559番地 1  
大野 晃 大田市波根町2331番地 2  
小谷 守 大田市波根町321番地 1  
竹下 靖洋 大田市波根町221番地 2

##### 監事

加藤 敏幸 大田市波根町1821番地  
塚田 孝 大田市波根町571番地 6

### 島根県告示第361号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があ

ったので、同条第18項の規定により告示する。

令和5年5月19日

島根県知事 丸 山 達 也

隠岐の島町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

高宮 守國 隠岐郡隠岐の島町都万1647  
松森喜代治 隠岐郡隠岐の島町城北町212  
金阪 幸彦 隠岐郡隠岐の島町北方870  
有限会社横地建設 代表取締役 長谷川 聡 隠岐郡隠岐の島町中村414-2  
勝部 聡史 隠岐郡隠岐の島町有木クラミロ51-2  
齋藤 茂 隠岐郡隠岐の島町都万3308  
眞野 明夫 隠岐郡隠岐の島町原田624  
吉田 正 隠岐郡隠岐の島町南方541  
長田 好人 隠岐郡隠岐の島町中村213-2  
崎 文夫 隠岐郡隠岐の島町上西津戸畑40

監事

山崎 泰郎 隠岐郡隠岐の島町都万3389  
中西 和志 隠岐郡隠岐の島町北方1356  
小林 和明 隠岐郡隠岐の島町中村296  
佐々木千明 隠岐郡隠岐の島町原田2007

2 就任年月日

令和5年4月1日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

高宮 守國 隠岐郡隠岐の島町都万1647  
松森喜代治 隠岐郡隠岐の島町城北町212  
眞野 明夫 隠岐郡隠岐の島町原田624  
金阪 幸彦 隠岐郡隠岐の島町北方870  
吉田 正 隠岐郡隠岐の島町南方541  
長谷川 聡 隠岐郡隠岐の島町中村415-3  
長田 好人 隠岐郡隠岐の島町中村213-2  
齋藤 茂 隠岐郡隠岐の島町都万3308  
要戸 由成 隠岐郡隠岐の島町原田385-4  
崎 文夫 隠岐郡隠岐の島町上西津戸畑40

監事

遠藤 義光 隠岐郡隠岐の島町北方1428-2  
山崎 泰郎 隠岐郡隠岐の島町都万3389  
河本多喜夫 隠岐郡隠岐の島町下西469-1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、静間川沿岸土地改良区の定款変更を令和5年5月11日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年5月19日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県告示第363号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年5月19日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 保安林の所在場所

出雲市多伎町奥田儀1036、1037-1、1037-5、1045-1、1046-1、1054、1057-1、1260-1、1260-6、1279-1、1279-6、1285-19、1287

#### 2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 島根県告示第364号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、令和元年島根県告示第13号による保険に付すべき義務は、令和5年5月9日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和5年5月19日

島根県知事 丸 山 達 也

宍道湖湖南加入区

### 島根県告示第365号

河川区域の見直しにより廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県浜田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年5月19日

島根県知事 丸 山 達 也



- 1 河川の名称  
一級河川江の川水系田津谷川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
令和5年5月19日
- 3 廃川敷地等の位置
  - (1) 江津市桜江町田津614番5の一部
  - (2) 江津市桜江町田津614番6の一部
  - (3) 江津市桜江町田津614番8の一部
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
  - (1) 土地 183.74平方メートル
  - (2) 土地 26.46平方メートル
  - (3) 土地 84.02平方メートル

---

**島根県告示第366号**

河川区域の見直しにより廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県雲南県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年5月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 河川の名称  
一級河川斐伊川水系寺谷川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
令和5年5月19日
- 3 廃川敷地等の位置
  - (1) 雲南市三刀屋町伊萱755番9地先から同764番1地先まで
  - (2) 雲南市三刀屋町伊萱953番3地先から同1191番2地先まで
  - (3) 雲南市三刀屋町伊萱753番2地先から同763番1地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
  - (1) 土地 323.45平方メートル
  - (2) 土地 968.46平方メートル
  - (3) 土地 371.05平方メートル

---

**島根県告示第367号**

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 支援法人の名称及び住所  
社会福祉法人豊心会
-

松江市西浜佐陀町1399番地34

2 支援業務を行う事務所の所在地

松江市大輪町420番地40

---

**島根県告示第368号**

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 支援法人の名称及び住所

一般社団法人成就会

益田市駅前町22番15号

2 支援業務を行う事務所の所在地

益田市駅前町22番15号

---

**島根県告示第369号**

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 支援法人の名称及び住所

社会福祉法人安来市社会福祉協議会

安来市飯島町1240番地13

2 支援業務を行う事務所の所在地

安来市飯島町1240番地13

---

**公 告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年5月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（数値地形図データ更新）

2 作業期間

令和5年5月9日から同年9月29日まで

3 作業地域

中海及び斐伊川周辺  
松江市及び安来市地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年5月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和5年5月10日から同年12月22日まで
- 3 作業地域  
江津市松川町下河戸地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年5月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（数値地形図データ更新）
- 2 作業期間  
令和5年5月22日から同年9月15日まで
- 3 作業地域  
飯石郡飯南町地内

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和5年5月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 役務の名称及び数量  
県政広報誌「フォトしまね」企画・制作・配送業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県政策企画局広聴広報課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年3月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

令和5年度島根県政広報誌「フォトしまね」企画・制作・配送業務受託コンソーシアム

代表者 株式会社 山陰中央新報社 代表取締役社長 松尾 倫男

島根県松江市殿町383番地

5 随意契約に係る契約金額

51,957,840円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

---

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和5年5月19日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

1 件名及び数量

県立学校校内LANシステム（その1）賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県教育庁教育施設課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年4月5日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社えすみ松江営業所 所長 藤原 達哉 島根県松江市西嫁島三丁目2番13号

株式会社J E C C 専務取締役 依田 茂 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

5 随意契約に係る契約金額

99,561,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

---

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和5年5月19日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

1 件名及び数量

県立学校校内LANシステム（その2）賃貸借 一式

- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県教育庁教育施設課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年4月5日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社えすみ松江営業所 所長 藤原 達哉 島根県松江市西嫁島三丁目2番13号  
FLCS株式会社中国支店 支店長 坂井 伸弘 広島県広島市中区大手町二丁目7番10号
- 5 随意契約に係る契約金額  
50,734,200円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和5年5月19日

島根県警察本部長 中 井 淳 一

- 1 件名及び数量  
文書管理システムの賃貸借及び附帯する導入業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1
- 3 落札者を決定した日  
令和5年3月31日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社J E C C 専務取締役 依田 茂 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額  
96,063,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日  
令和5年2月28日

## 人 事 委 員 会 規 則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月19日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第80町長部局の項中「室長」を「室長 課長代理」に改め、同表教育委員会事務局の項中「課長」を「課長 課長代理」に改め、同表病院の項中「事務長」を「事務長 事務次長」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 漁 業 調 整 委 員 会 指 示

### 島根県連合海区漁業調整委員会指示第5－1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、島根県沖合海面における延縄漁業（ふぐ浮き延縄漁業、無動力漁船又は総トン数5トン未満の動力漁船を使用しての延縄漁業を除く。）について、次のとおり指示する。

令和5年5月19日

島根県連合海区漁業調整委員会会長 亀 谷 潔

#### 1 操業の承認

島根県沖合海面において総トン数5トン以上の動力漁船を使用して延縄漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により島根県連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

#### 2 承認対象漁船

承認の対象となる漁船は、次の各号のいずれかに該当するものであること。

- (1) 前年度島根県沖合海面において当該漁業の操業の実績を有する者が使用するもの
- (2) 委員会が特に認めたもの

#### 3 制限又は条件

この漁業の制限又は条件は、次のとおりとする。

##### (1) 操業禁止海域

漁 船 規 模	操 業 禁 止 海 域
総トン数5トン以上10トン未満	島根県登録漁船にあつては、共同漁業権が設定されている海面。ただし、当該漁業権者の同意を得た場合にあつては、この限りではない。 島根県登録漁船以外にあつては、最大高潮時海岸線から3,000メートル以内の海域。なお、共同漁業権が設定されている海面がこれを越える場合は、共同漁業権が設定されている海面とする。
総トン数10トン以上	最大高潮時海岸線から3海里以内の海域。ただし、島根県隠岐郡の地先海面にあつては、最大高潮時海岸線から2海里以内の海域とする。

##### (2) 漁具漁法の制限

島根県隠岐郡の最大高潮時海岸線から10海里以内の海域では、1月1日から7月31日まで及び12月1日から同月31日までの間は、油付餌料を使用してはならない。

##### (3) 承認証の備付け等

この漁業の承認を受けた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに、島根県登録漁船以外にあつては取扱要領に定める標旗又は標識を掲げなければならない。

#### 4 漁獲実績報告書の提出

---

この漁業の承認を受けた者は、取扱要領に定める漁獲実績報告書を、承認を受けた年の翌年6月30日までに委員会に提出しなければならない。

5 承認の取消し

この指示に違反した場合には、承認を取り消すことがある。

6 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和5年6月1日から令和8年5月31日までとする。